

社会福祉法人おおぞら福祉会
役員および評議員の報酬並びに費用弁償規程

社会福祉法人おおぞら福社会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おおぞら福社会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、業務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員に業務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬および費用弁償額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬金額は、年間20万円以内とする。

3 各々の全理事の月額報酬は、別表1-1「非常勤理事長報酬表」および別表1-2「非常勤理事報酬表」の内から、評議員会の承認を得て決めるものとする。

4 各々の監事の報酬は、別表2「監事報酬表」を参考に、評議員会において決めるものとする。

5 個々の評議員の報酬は、別表3「評議員報酬表」に定めるとおりとする。

6 法人は、役員及び評議員がその業務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

7 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、法人の旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬等（旅費は除く）は、翌月10日に支払うものとする。なお、その日が休日の場合は、その前日とする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、その都度支払うものとする。

(報酬の支払い方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意が得られれば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決によって行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1-1 非常勤理事長報酬表（費用弁償も含む）

理 事 長	月額100,000円 (源泉徴収税別)
-------	------------------------

別表1-2 非常勤理事報酬表（費用弁償も含む）

業 務 内 容	金 額
理事会等への参加（理事会等への出席の都度支払う）	5,000円（源泉徴収税別）
理事会等への出席の都度	

別表2 監事報酬表（費用弁償も含む）

業 務 内 容	金 額
理事会・評議員会等への参加（理事会・評議員会等への出席の都度支払う）	5,000円（源泉徴収税別）
一監査期間	50,000円（源泉徴収税別）

別表3 評議員報酬表（費用弁償も含む）

業 務 内 容	金 額
評議員会等への参加（評議員会等への出席の都度支払う）	5,000円（源泉徴収税別）